

南丹市地域自立支援協議会
議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局
(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和6年度第1回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 令和6年6月21日（金）
2. 開催年月日 令和6年7月30日（火）午後2時～3時10分
3. 開催場所 南丹市役所 2号庁舎 3階301会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
 - (1) 委員の総数 18名
 - (2) 出席者数 15名
 - (3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	岩内 守	社会福祉法人京都太陽の園 法人事務局長	○	
副会長	佐野 清	南丹市身体障害者福祉会 会長	○	
委員	孔 栄鍾	佛教大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授	○	
委員	小畑 正彦	南丹市民生児童委員協議会 監事	○	
委員	新井 智仁	南丹市社会福祉協議会 生活支援部長	○	
委員	小林 義博	口丹心身障害児者父母の会連合会	○	
委員	木戸 吉行	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つぼみ会 美山支部長	○	
委員	今西 猛	特定非営利活動法人城山共同作業所 理事長	○	
委員	小西 雄也	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター 総務部事務長	○	
委員	奥村 研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮 施設長	×	
委員	木村 公之	ふない聴覚言語障害センター センター長	○	
委員	中原 和夫	京都西陣公共職業安定所園部出張所 統括職業指導官	○	
委員	小林 仁	なんたん障害者就業・生活支援センター センター長	○	
委員	由良 知子	京都府立丹波支援学校 校長	×	
委員	中川 豊	京都中部総合医療センター 事務局長	○	
委員	原田 寿樹	京都府南丹保健所 福祉課長	○	
委員	堀内 聡	花ノ木医療福祉センター 生活支援係長	×	
委員	高屋 光晴	障害者生活支援センターこひつじ センター長	○	
合計	18名		15名	

5. 傍聴者数 0名

6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

<p>司会</p>	<p>失礼いたします。皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。</p> <p>司会を務めさせていただく、南丹市福祉保健部社会福祉課長の奥村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、委員の皆様を代表して、岩内 守委員に委嘱状を交付させていただきます。本来なら西村市長より交付させていただくべきところですが、本日他の公務により出席することができませんので、福祉保健部矢田部長より交付させていただきます。岩内委員は正面にお進み願います。</p>
	<p>(矢田部長より岩内委員に委嘱状交付)</p>
<p>司会</p>	<p>他の委員の皆様には、大変失礼ながら、机の上に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご了承願います。</p> <p>なお、この協議会につきましては、南丹市地域自立支援協議会条例に基づき設置するものでございます。委員の皆様には、令和8年3月31日までの間、大変お世話になります。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここで矢田部長よりごあいさつを申し上げます。</p>
<p>部長</p>	<p>失礼いたします。皆様、何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本来なら、西村市長からご挨拶をさせていただく予定でしたが、本日出張が入りましたので、市長の挨拶を私の方がご披露させていただきます。</p> <p>本日は、南丹市地域支援協議会を開催させていただきましたところ、皆様方にはそれぞれ大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、先ほど、委嘱状を交付させていただいたところですが、皆様方には、本協議会の委員として、障害者施策の推進に向けた中核的役割を担っていただくことに、重ねてお礼申し上げる次第でございます。</p> <p>さて、国におきましては、障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画」が、第5次計画として令和5年3月に新たに作成され、共生社会の実現に資する取組の推進や、障がい特性などに配慮したきめ細かい視点に基づいた内容となっております。</p> <p>南丹市におきましても、本協議会の多大なるご尽力を賜り、令和6年3月に、「第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、「障害のある人もない人もともに尊重し合いながら安心して暮らせるまち 南丹市」を、新たな基本理念とすることで、国が定める計画と整合性を図りながら、障がい者の生活を地域全体で支えるための拠点づくりや障害福祉サービスの充実、そして障がい児の健やかな育成のための支援を提供する体制構築などについて、より一層の取組を進めていく内容となっております。</p> <p>今年度は、これまでの障害者計画等に基づいた施策の実績評価を行うとともに、委員の皆様方の様々な角度からの意見をいただくことで、行政だけでは見えてこない</p>

	<p>課題やニーズに対しても活発に議論していただき、南丹市の特性を活かした地域移行・地域生活支援の着実な推進に向けて、引き続き努めて参りたいと考えております。</p> <p>結びにあたり、南丹市地域自立支援協議会の円滑な運営が図られますよう、皆様方には大変お世話になります。趣旨をご理解いただき、ご協力いただくことを切にお願いいたしまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。</p> <p>代読で失礼いたしました。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、先ほど委嘱状を交付させていただいたところではございますが、ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>社会福祉法人京都太陽の園法人事務局長 岩内 守 委員 南丹市身体障害者福祉会会長 佐野 清 委員 佛教大学社会福祉学部社会福祉学科准教授 孔 栄鍾 委員 南丹市民生児童委員協議会監事 小畑 正彦 委員 南丹市社会福祉協議会生活支援部長 新井 智仁 委員 口丹心身障害児者父母の会連合会 小林 義博 委員 南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つぼみ会美山支部長 木戸 吉行 委員 特定非営利活動法人城山共同作業所理事長 今西 猛 委員 特定非営利活動法人はびねすサポートセンター総務部事務長 小西 雄也 委員 社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮施設長 奥村 研也 委員（欠席） ふない聴覚言語障害センター長 木村 公之 委員 京都西陣公共職業安定所園部出張所統括職業指導官 中原 和夫 委員 なんたん障害者就業・生活支援センター長 小林 仁 委員 京都府立丹波支援学校長 由良 知子 委員（欠席） 京都中部総合医療センター事務局長 中川 豊 委員 京都府南丹保健所福祉課長 原田 寿樹 委員 花ノ木医療福祉センター生活支援係長 堀内 聡 委員（欠席） 障害者生活支援センターこひつじセンター長 高屋 光晴 委員</p> <p>以上でございます。</p> <p>なお、この協議会の定数は、南丹市地域自立支援協議会条例第3条の規定により18名の方にご就任いただいております。また、委員数18名のうち本会議の出席委員数は15名で、委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>南丹市福祉保健部長 矢田部長です。 社会福祉課 田中課長補佐です。 社会福祉課障害者福祉係 川口係長です。</p> <p>続きまして、会長、副会長の選出に移らせていただきます。南丹市地域自立支援協議会条例第5条第1項で、会長、副会長は委員の互選によることとなっております。</p>

	<p>どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか、お諮りいたします。</p> <p>特になければ、事務局より推薦させていただきたいと思えます。会長は社会福祉法人京都太陽の園法人事務局長の岩内守委員、副会長は南丹市身体障害者福祉会会長の佐野清委員にお願いしたいと思えますが、ご異議はございませんでしょうか。</p>
	(異議なしの声あり)
司会	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、岩内委員、佐野委員、どうぞよろしくお願ひいたします。それぞれ会長席、副会長席に移動をお願いいたします。</p>
	(会長・副会長着席)
司会	それでは、会長、副会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	<p>改めまして、皆さんこんにちは。会長に選出いただきました社会福祉法人京都太陽の園法人事務局長の岩内でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。先ほど市長の挨拶にもありましたように、昨年度までに第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を策定いただいております。今年度から、この計画に沿った施策をどんどん進められていくと思うのですが、この協議会の方では、それを振り返りながら、次にどのような対策をとっていけばよいかということも、協議できたらと思えます。皆さんの意見を大事にした協議会にしていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。</p>
副会長	<p>副会長ということでお世話になります。南丹市身体障害者福祉会の会長を務めています、佐野清でございます。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>今回初めて参加させていただいておりますので、今までの経過等が頭に入ってませんが、皆さんと一緒にこれから考えていきたいと思えます。この会が、先ほどもありましたように、南丹市の障がい者に対するより良い協議会になりますように頑張っていきたいと思えます。皆さんのご協力をよろしくお願ひして、挨拶にかえさせていただきます。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に本日の配付資料についてご確認をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次第（委員名簿、南丹市地域自立支援協議会条例） ○資料①-1 南丹市障がい者施策に関する連携体制フロー図 資料①-2 南丹市障がい者施策に関する連携体制フロー図（補足） ○資料②-1 南丹市障害者計画の進捗状況について 資料②-2 南丹市障害者計画施策シート ○資料③ 令和5年度 南丹市障害者基幹相談支援センター活動報告 ○資料④ 令和6年度 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

	<p>○資料⑤-1 リーフレット「合理的配慮の提供が義務化されました」 資料⑤-2 合理的配慮の提供の例</p> <p>○第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（新規委員の方のみ）</p> <p>○リーフレット「つむぐ」</p> <p>○令和6年度 障がい者福祉のあんない版</p> <p>○令和6年度 当事者団体加入のすすめ</p> <p>以上ですが、お手元に届いていない資料はございませんか。 それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第1項の規定により、岩内会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、次第に基づきそれぞれの議題について進めていきます。説明事項(1)障がい者施策に関する連携体制フロー図について、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1) 障がい者施策に関する連携体制フロー図について、ご説明をいたします。お手元の資料①-1をご覧ください。地域自立支援協議会の連携体制としまして、図に示しておりますとおり、障害者基幹相談支援センター、障害者相談員、相談支援事業所会議、障がい者支援ネットワーク会議、障害者就労支援ネットワーク会議、当事者団体ネットワーク会議がございます。この協議会はこれらのネットワークの中心に位置づけされているものでして、各種会議で議論され、あがってきた課題などをこの協議会へ提示いただき、委員の皆様から、それぞれのお立場で、専門的なご意見をいただくことで問題解決につなげていただく、そのようなイメージを持っていただければと思っております。</p> <p>各種会議の活動については、お手元の資料①-2にお示ししておりますのでご参考にご覧ください。各種会議はそれぞれ記載している内容で活動されておまして、そこでは様々な情報交換や、具体的なケースへの対応、そして、それぞれの分野における課題の共有がなされております。</p> <p>本日は、令和5年度における基幹相談支援センターの活動報告を後ほどさせていただきます予定です。以上、簡単ではございますが、連携体制のご説明といたします。</p>
会長	<p>事務局の説明にご意見や質問はございませんか。</p>
A委員	<p>この下のフロー図のそれぞれの会議の中で、障害者相談員の交流会と当事者団体ネットワーク会議は年一回となっておりますが、今までだと年度末近くになって開催されたりしていましたが、今年度はいつごろに開催予定なのか。年度初めとまでは言いませんけど、できるだけ遅くならないようお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>今、予定として何月にといいところまで組めていない状況ではありますが、できるだけ早期の開催をしたいと思っております。</p>

会長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>特にないようですので、続いて、説明事項（2）令和5年度の事業報告についての①南丹市障害者計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明事項の（2）①「南丹市障害者計画の進捗状況」について、ご説明させていただきます。はじめに、お手元の資料②-1「南丹市障害者計画の進捗管理について」をご覧ください。</p> <p>南丹市障害者計画は、障害者基本法に基づくもので、障害者のための施策に関する基本的な事項を定めたものであり、平成30年度から令和5年度までの間、「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会のまち 南丹市」を基本理念とし、各種の障害者施策を進めてまいりました。6ページ目までめくっていただきますと、計画の基本目標1から6までを示しており、その右側には各目標を達成するための基本施策を示しております。この基本施策の詳細がお手元の資料②-2になるのですが、ご覧いただけますでしょうか。左上に南丹市障害者計画（平成30年度から令和5年度）施策シートと書かれてある資料になります。先ほど申し上げました6つの基本目標を左から2列目に示しており、その隣に事業項目がありますが、これが基本施策の詳細事業となります。市役所内の各担当部署で事業内容を検証し、毎年取り組み状況について確認し、評価については3段階に分けて報告を受けております。1. 計画通りに実施した、2. 一部、実施した、3. 実施していない これら3段階に分けて報告されたものが一番右の列の令和5年度実施状況、並びに取り組み状況として報告しております。令和6年4月より組織改正があったことで、このシートの担当課にも変更が生じています。事業は令和5年度のものですが、担当課を組織改正後で記載しており、変更があった部署については、カッコ書きで旧担当課名を記載しています。</p> <p>資料②-1にお戻りいただきまして、7ページをご覧くださいませでしょうか。一番下に示しております表で、令和5年度の達成状況を記載しております。全体で69項目ある施策の中で、令和5年度は57項目が計画通りに実施した、となっております。また、一部実施したのは8項目、実施していないが4項目となりました。</p> <p>令和5年度は、年々相談件数が増加している児童の発達相談にも対応できるよう発達支援センターが中心となりながら、関係課との連携強化や保育の場への支援の充実を図りました。また教育の場においては、教育相談事業を充実させ、将来にわたる自立への見通しが持てる相談活動の推進を図ることで、より一層保護者と本人に寄り添った支援を行いました。障害福祉サービスにおいても、需要の高まりに対応できるよう受け皿の確保に努め、必要なサービスが提供できるよう基幹相談支援センターとも連携しながら相談支援の充実を図ってきています。一部、実施していない事業もありますが、今年3月に策定しました第4期障害者計画の取組においても、地域共生社会の実現に向けた、より充実した支援ができるよう引き続き体制整備に努めてまいりたいと思います。以上、障害者計画進捗状況の報告とさせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の説明に対して、ご発言、ご質問ありませんか。</p>

A 委員	<p>いっぱいあるので、今言ってもらっても、意見が出せるかなという感じなんですけど、資料②-2の12ページで一点だけ申し上げます。基本目標の4「自立した生活を送るために」の(3)権利擁護体制の充実ですが、私はこれを自慢したいと思うんですが、南丹市は成年後見センターもできて、市民後見人も活躍しておられますし、社協でも法人後見がスタートしています。これらのことの記載が全くないですけども、私たちにとって非常に安心できる取り組みでもありますので、取り組み状況としてぜひ記載をしてほしいと思います。</p>
会長	<p>(3) ①「成年後見制度の利用促進」というところで、この右側の方に、令和5年度の取り組み状況としては説明があると思いますが、それでは不十分なのでしょうか。</p>
事務局	<p>12ページの令和5年度の取り組み状況ですが、成年後見制度利用促進について、令和5年度の現状では相談対応が57件あり、そのうち障害者福祉に関する相談が11件であったこと、そして運営委員会については3回開催したことを記載しております。A委員がおっしゃられた、市民後見制度の導入や法人後見のことについては記載がされておりませんので、担当課とも調整しまして、こちらに追記が可能かどうかということも含めて、修正に向けて相談していきたいと思います。</p>
会長	<p>個々には記載していないということですので、可能であるならば調整していただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>他にご意見、ご質問はないでしょうか。</p> <p>それでは続いて、(2)令和5年度事業報告の②南丹市障害者基幹相談支援センターの活動報告について、基幹相談支援センターの方から説明をお願いします。</p>
基幹相談支援センター	<p>基幹相談支援センターの高屋と申します。</p> <p>見ていただくのは、資料③の令和5年度南丹市障害者基幹相談支援センター活動報告になります。職員体制ですが、年度当初は2名体制で、年度途中の12月からは3名体制となりました。ただ、令和6年度からはまた2名体制で運営しています。</p> <p>本来であれば3名体制が必要なところですが、人材不足というところもありながらの2名体制となっております。</p> <p>相談件数については、新規受付は障がい者が36名で、障がい児については6名でしたが、継続件数は年々増えてきており、なかなか終結には至らないケースもあります。これは、障害福祉の分野だけでは回避できない問題が増えてきている現状があるからだと思っています。</p> <p>障害種別件数については、資料の通りなんですけれども、精神障がいのある方が50%以上になっているのと、難病の方の相談も増えてきているように感じています。</p> <p>相談経路については、もちろん本人やご家族からの相談もあるんですけども、関係機関からの相談が10%という割合で多くなってきています。これは本人の障がいに起因した相談だけではなくて、実は生活困窮の方から話が入ってきたりとか、そういったところでいろんな分野から基幹の方に相談が入ることで、関係機関からの相談</p>

が増えてきているという状況になっています。

また、本来は基幹相談というものは継続して持つものではないんだろうと思っています。しかるべき相談支援に繋いで、そこでまた何かあったら並走して支援していくものであり、そういったスタンスのもとで整理等行わせてもらっております。ただ、実際には継続してるケースが多くて、他の関係機関と連携しながら関わり続けている現状があります。

次に継続相談支援について、継続件数は85件、そのうち終結件数は31件となっていますが、一旦終結したと判断して他の支援センターにお願いしたとしても、そこでもやはりいろんなトラブルが起こって、またこちらに戻ってくるようなケースも出てきています。というのは、本人の状況の変化であったりとか、環境の課題、本人の病気、障がい起因するものであって、家庭環境、子どもの部分、高齢の部分、あと生活の部分というところで複雑化してしまったり戻ってくるというようなことも多々あります。

続いて、権利擁護ですが、障害者虐待防止の支援についての相談がありました。これは、グループホームの近くの住民さんから相談があったものですが、聞き取りに行かせていただいたり、事業所ともお話をさせてもらったようなことがありました。

成年後見制度についての相談件数は、7件ありました。病院から退院してグループホームに入居したけれど金銭管理がうまくいかないとか、一人暮らしに向けた契約行為の不安であったりとか、今まで家計を管理してくれていた家族がいなくなったなどのケースでは、成年後見制度の説明を行わせてもらって、必要に応じて社協や成年後見センターと連携をとることで支援を行ってきました。中には本人は拒否していても、やっぱりご家族からして必要だと考えておられるケースもあるので、そういったところも考慮しながら、本人の財産を管理していく、本人を保障していく、守っていくという視点で考えていかなければならないと思っています。

続いて、会議・研修会についてですが、相談支援事業所会議では、先ほどの資料にも記載いただいたのですが、南丹市の委託を受けてる相談支援事業所と南丹市にある相談支援事業所、京都府とは2ヶ月に一度会議を実施しております。令和5年度については7回実施しております。この会議の中では、情報共有であったり、相談支援の質の向上、南丹市の相談支援事業所の相談支援専門員が継続して働けるように取り組んでいます。相談支援専門員は、しんどくて辞めていかれる方が実際にはおられるので、そういったところに後方から支援をしたりとか、一緒に考えさせてもらったり、フォローアップを行うなどさせてもらっています。

あと、人材不足の現状もありますので、限られた地域支援の中でそれぞれの課題に対応するために、どんな地域づくりが必要なのか、どんな社会支援があったらいいのかななどもそれぞれ出してもらいながら、こんなことができたらいねと少しずつ前に進めていけるよう会議を行っています。また、南丹市の事業所において、新しい職員の方が数名事業所に配置される中、やり方などなかなか難しいところもあるので、何とかフォローしてもらえないかとの相談がありましたので、相談支援専門員の仕事や考え方などの講義について、3回コースのフォローアップ研修という形で行っており

ます。

障害支援ネットワーク会議については、福祉関係行政、保健師、介護分野、障がい福祉分野、地域福祉分野のメンバーで、4町ごとに2ヶ月に1回の会議を実施しています。これについても、障がい者への支援方法を一緒に検討したり、お互いの情報交換をしているものです。そのネットワークを構築していくことで、地域の課題が皆の課題であることを共通認識として持てればと思っています。令和5年度の会議メンバーについては、障がいだけではなくて、生活困窮に起因するものであったりとか、家族家庭のしんどさを原因とした、障がい者の生活の部分の低下であったりとか、障がい者の重度化や高齢化というところで、今現在目の前に起こっている課題を取り上げながら、みんなで意見を出し合って考えていく会議になっています。毎年12月に行う全体会ですが、昨年度は35名ほどが参加されまして、結丹のジェネラルマネージャー和田さんを講師に招いて、「連携ってなんなんだろう」「連携の大切さ」を教えていただいて、それに対してのチームづくりの必要性について講義していただいた後、グループワークを行いました。その中では、日常的に周りの関係機関であったり、行政であったり、常にコミュニケーションを取っておくことが連携の第一歩として大事なことなんだろうということも確認させてもらいました。

次に進路関係ですけれども、支援学校の卒業生については6名おられました。教育分野との連携については、支援学校だけではなくて普通校から相談連携の機会もあり、進路だけじゃなく卒業後の長いスパンで見た、学童期に必要な支援のあり方についての協議なども考えていかないといけないと思っています。全体的に基幹相談支援センターとしては、相談支援の後方支援であったり、伴走であったり、場合によってはケースのてこ入れも一緒にさせてもらっています。その中で先ほどもあったように、どこを終結に見ていくのかというところが1つ課題にはなっています。新規相談は増えてくるんですけれども、たくさん継続ばかりになってしまうと、なかなかきちんとした支援ができないですし、限られた人数の中でというところもあるので、その辺りがやや難しいなと思うところです。どうしてもライフステージにおいて、子供のとき、青年期、高齢になったときのそれぞれターニングポイントがあって、場面ごとのつなぎの部分で非常に丁寧にいろんなことをしていかないと、結局困っておられる方に対してトータル的な支援ができないということを感じておりまして、その辺りが今後の課題であると思っています。今年度は、またそういったところも含めて連携を取りながら、スムーズな支援者連携も考えていけたらと思っています。

あと、先ほどもお伝えさせてもらったんですけども、福祉分野全体の人材不足は実際あります。事業所の閉鎖であったり、支援者の高齢化の課題も出てきつつ、相談支援事業所を新設していただいたところもあるんですけれども、それ以上に利用者が増えていることから、基幹相談支援センターと利用者が一緒にセルフプランを考えようかという現状があり、結局、計画相談事業所にお願ひできないという状況が出てきています。引き続き、基幹相談支援センターとしても地域の相談支援専門員の資質の向上を支援していきたいと思ひますし、スムーズな連携については他分野も含めてというところで取り組みを継続していきたいと思ひます。

会長	<p>基幹相談支援センターの説明に対し、ご意見や質問はございませんか。</p> <p>では、次第の(3)令和6年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明事項の(3)令和6年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針について、ご説明いたします。資料④をご覧ください。この方針は、3の適用範囲にありますように、市役所の調達に適用するもので、優先調達法に基づき、就労継続支援・生活介護事業所などに優先発注するよう定めたものです。裏面の6の調達目標で、今年度についても令和5年度の実績を2%上回ることを目標としております。各事業所によって実績額の増減は異なりますが、全体を通しては前年度より11.58%減の7,650,214円となりましたので、今年度の目標実績を7,803,218円と定めております。</p> <p>令和5年度は実績が大きく減少したかのように見えますが、これは前年の令和4年度の実績が20%を超える増であったことが大きく影響しています。印刷業務の請負は年度によって増減が大きいのですが、特に令和5年度は減少幅が大きかったところです。一方で、新たに施設の清掃業務を請け負っていただいておりますが、基本的には継続して今後も請け負っていただくことで、事業所にとっても安定した収入源になると考えております。</p> <p>各就労施設への優先調達については、市役所の全職員に向けた推進を図っており、地元企業への配慮をしながらも、簡易な事務作業等については各事業所に外注する仕組みを導入しています。今年度においても優先調達方針に沿って実施していきたいと思っております。</p> <p>資料に掲載はしていませんが、優先調達の例としまして、物品では米寿記念品として、さをり織りのティッシュケースやペンケース、役務ではチラシや封筒の印刷業務、またコミュニティプラザよしみや八木駅の清掃業務、八木駅前自転車等駐車場の管理運營業務についても請け負っていただいております。</p> <p>以上、優先調達方針のご説明といたします。</p>
会長	<p>事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。</p> <p>特にないようですので、続いて、説明事項(4)障害者差別解消法「合理的配慮」の義務化について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明事項の(4)障害者差別解消法(「合理的配慮」の義務化)について、ご説明いたします。資料⑤-1「合理的配慮の提供が義務化されました」のリーフレットをご覧ください。</p> <p>障害者差別解消法、正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を指していますが、一般的には「障害者差別解消法」と言われています。これは、「不当な差別的取扱い」の禁止であったり、「合理的配慮」の提供について定めた法律ですが、法改正が行われたことにより大きく変わったこととして、令和6年4月より合理的配慮の提供が行政機関のみでなく事業者にも義務化がされました。</p> <p>障がいのある人が日常生活で受ける様々な制限は、その人に障がいがあることが要</p>

因ではなく、そもそも社会の側に様々なバリアがあることで生じる、という考えが社会モデルとしてあります。車いすの人が階段しかない施設だと2階にはあがりませんが、エレベーターがあればあがることができます。あくまでも「階段」がバリアであり、その制限を取り除くことができれば障がいのあるなしに関係なく共に生きる社会を目指すことができます。

資料をめくっていただいて、水色の左の4ページになりますが、「合理的配慮」を説明しています。日常生活において提供されている設備やサービスにおいて、障がいのない人は簡単に利用できても、障がいのある人にとっては利用が難しいことで、その結果、活動が制限されてしまうことがあります。先ほど車いすの人にとっては階段がバリアであるという説明をしましたが、制限しているバリアを取り除いてほしい、そのような意思表示があった時に行う配慮のことを「合理的配慮」と言います。

例としては、そういった物理的な環境への配慮であったり、コミュニケーションをとるための意思疎通への配慮、そして一定のルールがある中でも柔軟に対応することなどがあげられます。

合理的配慮の提供にあたり、もう一つ知っておくべきポイントがあります。それは、配慮を「提供する側」と「される側」が互いに理解し合えるよう十分な話し合いをするということです。これを「建設的対話」と言いますが、配慮の度合が提供する側にとって過重と思われる場合、状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要となってきます。やりとりの中で、「その配慮は難しくても、こういった配慮であればできるかも」、というような対応案を検討するための話し合いを一方向的に拒むことは義務違反となる可能性もあるので注意が必要です。

では、資料⑤-2「合理的配慮の提供の例」をご覧ください。

下の例1では、発達障がいのある児童の例をあげています。学校において、文字の読み書きに時間がかかるため、授業中に黒板を最後まで書き写すことができない、との相談がありました。学校側と児童やその保護者で話し合いをされ、カメラやスマートフォンなどによる黒板の写真撮影を許可することとした事例です。撮影許可であれば、学校側に過重な負担がかかることもなくバリアを取り除けた例となります。

ページをめくっていただいて、裏面の上段、例2をご覧ください。

視覚障がいのある方が、盲導犬を連れて飲食店に来られたケースです。お店側としては盲導犬を連れて入られることは構いませんが、店内にいた他のお客様から犬アレルギーがあるとの申出があった場合、どのような合理的配慮が考えられるでしょうか。双方に了解を得て、お互いが離れた席に座るよう変更されたとありますので、どちらか一方のみが我慢したり諦めたりするのではなく、互いの合意に基づいた建設的対話の上でなされた理想的な合理的配慮の提供例と言えらると思います。

次のページの下段例5をご覧ください。

聴覚・言語障がいのある方が飲食店で注文する際、店員さんにメニューには書かれていない細かい希望を伝えたい、という相談ケースです。お店側として、手話は使えなくても低コストで導入可能な筆談ボードを使用することで、細かい注文ができるよう配慮されました。簡単な事例をいくつかご紹介しましたが、実際は複雑なケースも

	<p>想像以上にあると思われます。配慮を行うために高いコストがかかれば対応は難しいですが、その場合でも建設的対話と相互理解を深めることで、目的に応じた代替手段を見つけようとする必要があるかと思えます。</p> <p>資料の一番最後の 20 ページをご覧ください。</p> <p>建設的対話をされる際の留意点として、避けるべき考え方をあげています。前例がないことを理由として断ってはいけないこと、また、合理的配慮は特別扱いではないという認識を持つこと、もし何かあったらという漠然としたリスクだけでは断る理由にならないこと、障害程度は人それぞれなので、配慮の仕方も個別に検討する必要があることをあげています。</p> <p>最初にもご説明しましたが、合理的配慮の提供が令和 6 年 4 月から民間の事業者においても義務化になりました。その事業者とは、企業や団体だけでなく、個人事業主やボランティア活動をするグループも含まれます。そのあたりも含めて、市として今後も周知啓発に努めていきたいと思えます。</p> <p>以上、障害者差別解消法のご説明といたします。</p>
<p>会長</p>	<p>合理的配慮は、気付きと対話と合意ということですね。今の説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>配慮が必要なところはそれぞれに場面によって違って来るかと思えますけども、利用人も職員同士の中でも必要になってくることですので、いろんなところに気づきを配慮していきたいと思えます。</p> <p>続いて、その他 (1) から (4) について、事務局の方から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>その他事項 (1) ですが、令和 6 年 3 月に策定いたしました「第 4 期南丹市障害者計画及び第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」について、昨年度から継続いただいている委員の方にはすでに送付させていただいておりますので、本日は今年度からの新規委員の方のみお配りしております。令和 6 年度からは、本計画に基づいて委員の皆様にも助言をいただきながら事業を進めていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして (2) の共同受注窓口について、「つむぐ」のパンフレットをご覧ください。市内の就労支援事業所同士の協議の場を目的に、就労支援ネットワーク会議を設立しており、現在 12 の事業所が参加をされています。</p> <p>この会議において、工賃アップや就労の場の確保に向けたひとつの手段として、共同受注窓口を開設し、このパンフレットを作成しております。事務局は、京都太陽の園に業務委託しております、事務局を中心にパンフレットを活用しながら広報啓発に努めていただいております。そして、この就労支援ネットワーク会議により、就労支援分野の事業所が課題を共有しながら協議できる場が整っており、事業所間の連携で営業面の効率化や市場ニーズの共有が可能となっており、販路拡大にも活かせる土台ができていると考えております。</p> <p>また、共同受注窓口の開設により発注先がわからないといった消費者や、ひとつの事業所では対応できない大口の受注を逃さない仕組みとなっております。委員のみな</p>

	<p>さまにもぜひご利用いただくとともに、お知り合いの方にも広めていただくなど、この取組へのご協力をお願いいたします。</p> <p>続きまして(3)の令和6年度 障がい者福祉のあんない版、水色の冊子になります。この冊子は、制度をわかりやすく周知するため、窓口での案内や相談支援業務に活用しております。各種制度や事業所情報などを記載しておりますので、施策の検証に活用することも想定し、地域自立支援協議会の監修を経て平成28年度より毎年作成をしております。内容については、制度改正等に応じて今後も毎年度、更新する予定であり、大幅な修正があった場合は協議会の監修を経て更新し、軽微な修正は社会福祉課で更新をいたします。いずれの場合でも、委員のみなさまには新しい冊子を配布いたしますので、今年度においてもお目通しをいただき、お気づきの点があればご意見をお願いいたします。</p> <p>最後に(4) 令和6年度 当事者団体加入のすすめ、ピンク色の冊子になります。表紙をめくっていただいて、「はじめに」の6行目で記載をしておりますが、「同じ悩みをもつ方同士がお互いにわかちあい、学びあい、支えあうことで、日々の暮らしを充実させるため、当事者団体への加入をすすめる」といった趣旨で、次のページの目次にある6団体の皆様と作成をしております。</p> <p>各団体の趣旨と主な活動、対象者、加入手続き、会費、連絡窓口を記載しており、これも毎年更新をしております。委員の皆様にも当事者団体への加入促進にご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>以上、その他(1)から(4)のご説明といたします。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。</p> <p>南丹市障害者計画に基づいて、いろんな事業が展開されていくと思いますが、中でもまた、あんない版などが必要なとき役に立つことがあると思いますので、活用しながら進めていければと思います。</p> <p>それでは特に意見がないようですので、その他、各委員さんや事務局から何かございませんか。</p>
<p>A委員</p>	<p>まずお礼というか、ありがたいなと思っていることです。「当事者団体加入のすすめ」ですが、こういう冊子を作ってるところはあまりないのではと思っています。私は精神障がいの家族会にも関わってまして、京都に行ってこんな話をしていたら、南丹市はそんなことをやっているのかと言って、うらやましがられたことがあります。ありがとうございます。</p> <p>今日発言したいのは、知的障がい、精神障がいの人の判断力というのがやっぱりないわけで、そういう障がい者本人に対しての話です。その1つの選択肢が、さっきも言いましたが、成年後見制度です。南丹市は現在、市民後見人が12人おられて、そのうち今日まで2人が活動されています。社協の法人後見は2件で、支援員と言われる4の方が現在活動されています。そこまで体制ができていくわけで、私は隣の亀岡市や京丹波町の南丹圏域だけではなく、京都府下でも南丹市は先進市であると誇っていると思っています。しかし、さっきの取り組み状況にもありましたが、市や社</p>

	<p>協は、「市民が市民を支える」、こういう活動について、残念ながら市民への情報提供をほとんどされていない。私は残念に思っています。こういう現状はありますが、2点提案したいと思います。1点は、成年後見センターにおいて、市民後見人が2人活動されてきました。でも単独1人なんです。市民の方が1人で後見人業務の一切合切をやることになる。これは市民後見人にとって、時間的にも精神的にもやっぱり負担が大きいんです。私もしこういう立場になってもそうだと思います。なので、複数後見や共同後見を検討していただきたい。福祉相談課の方からは、最近もう1件の受任案件があると聞いています。</p> <p>一方で、社協は法人後見でありながら、1人の被後見人に対して2人の後見人がつかれています。今は被後見人が2人いるので、4人の後見人が活動されていることとなります。1人に2人つけておられる。なのに、それよりも負担が大きい市民後見人は1人でされているので、ぜひ複数で活動していただきたいと思います。</p> <p>もう1点は、判断力低下というのが一番の心配なことです。よく言われている親亡き後のということもありますけども、成年後見制度というのはあくまで1つの選択肢で、利用しない方、いろんな事情で利用していない方が多いです。でも、判断力に不安がある市民に対して、日常的な見守りと、さきほども基幹相談支援センターの活動報告で言われてましたけど、ライフステージの中では節目節目があります。就職するとき、どこか施設に入るときなど、そういう場面での意思決定を支援する、そういう体制を南丹市に作って欲しいですし、ぜひ検討していただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>2点のご意見のうち、1点目が市民後見人について、複数の支援者でもつということですね。それについては、福祉相談課の事業ですので、そこで相談していただくことになるんでしょうか。どういう形で後見人を作っていくかということも、そこで審査されてはなってくると思うので、福祉相談課で検討していただいて、報告いただければと思います。</p> <p>2つ目の障害者の意思決定支援についてですが、相談支援センターなどに関わりのある対象者でしたら、その都度相談にのっていただけることはあるとは思いますが、それ以外の方のなかなか相談にあがってこないような方もたくさんおられると思います。その方については、見守りが必要になってくるかと思うんですけども、その見守りについては、地域の民生児童委員さんなどをお願いをすることからなるだろうとイメージしてますし、その時々によって対応していくしかないと思います。市の方では様々な担当課がありますが、そこでどれだけ情報を拾い上げられるかというのが課題になってくるとも思いますし、広く情報収集をしていただいて、必要なところに相談できるような体制づくりをして欲しいと思います。また、それについては相談支援センターの方も関わりを持っていかないとはいけませんし、その辺りの広報や周知をお願いしたいと思います。</p>
<p>A委員</p>	<p>少なくとも関係課には、こういう意見が出たということはお伝えいただきたいですし、お考えをまた聞かせていただきたいと思います。</p>

事務局	関係課の方にも情報は提供して、お互いに連携はしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。
会長	<p>その他に何かございませんか。</p> <p>特にないようですので、本日の議事を終了いたします。委員の皆様には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>岩内会長には円滑に議事を進めていただきまして、ありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして、佐野副会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
副会長	<p>本日は大変ご丁寧なご審議をいただきまして、ありがとうございました。本当にいろんな関係で情報を全部が全部使えるわけではないので、こうした場でいろんなことを意見していただいて、そしてまた要求していただいて、その中で全員のものにしていききたいと思います。そういう点では、皆さんからご意見をいただくことは大変ありがたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。</p> <p>昨日もニュースに出ていましたが、40度を超す地域があり、私も毎日朝と昼に最高気温、最低気温を見てるんですけど、40度の日が何回かありました。このところは36.8度くらいまででしたが、外で働く場合は本当に危険な状態になってるのではないかと、こんな思いをしているところであり、お互いに健康に気をつけながら対応していかないとと思うところです。</p> <p>なお、今日の報告でありましたように、障がい者に対する取り組みで、この4月から新たに障害者差別解消法が改正されました。そしてまた、新聞で非常に大きな支援をされている、優生保護法の関係もあります。これも私はそれなりの年齢なので、若いときには、優生保護法は当然だなというふうに教えられてきました。けれども、やっぱり人間は生きていく上でいろんなことを思っただけで対応していかないと、もう法律で決まったらすべてだという、こんなことは駄目だというのが、今改めて教えていただいたことかと思っております。こうしたことで、皆さんからこの協議会に対していろんな意見をいただいたことが、この協議会の発展に繋がると思っています。そうしたことにお礼を申し上げて、そしてまた今日こうして皆さんお集まりいただいたことにもお礼を申し上げて、非常に簡単ですけども、閉会のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。</p>
司会	<p>それでは、以上をもちまして、南丹市地域自立支援協議会を閉会いたします。次回開催は、11月を予定しております。委員のみなさまには、日程が決まりましたら、改めてご案内させていただきますのでよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、お忙しい中のご出席、誠にありがとうございました。</p>